



たがみ

農業委員会 第22号

だより



■ 平成28年1月19日発行
 ■ 発行 / 田上町農業委員会 TEL 57-6226
 ■ 発行人 / 会長 入倉 一夫 ■ 印刷所 / 阿部印刷株式会社

第20回 女性農業者研修会 みどりを愛す女性のつどい



生け花

3B体操

ごあいさし



田上町農業委員会
会長 入倉 一夫

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、日頃より、農業委員会にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年の4月から改正農業委員会法が施行されます。農業委員の選出方法の変更や、農地利用最適化推進委員の設置等、大きく組織が変わることになります。また、将来を見据え、地域農業が発展するよう「行動する農業委員会」を目指して、活動して参ります。

一方、TPP交渉の大筋合意により、大幅な市場開放を迫られることになり、農業者にとつて極めて厳しいものとなりました。この逆境を乗り越えるため、農業活性化に努めなければならぬと強く感じております。

最後に、今後とも、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

農業委員名

- 会長 入倉 一夫 (中店・湯川・中店嶋)
- 会長代理 小林 俊一 (川前・保明嶋・下中村・上中村・四ツ合・千苅・石田)
- 農業委員 五 幣 巖 (土地改良区推薦)
- 農業委員 吉 澤 勝 眞 (清水沢・羽生田・下吉田・青海)
- 農業委員 笠 原 幸 子 (議会推薦)
- 農業委員 諸 橋 春 雄 (上横場)
- 農業委員 藤 田 富 士 男 (後藤・曾根・下横場)
- 農業委員 小 柳 弘 (上野・山田)
- 農業委員 須 佐 剛 (農協推薦)
- 農業委員 松 原 忠 弘 (農業共済推薦)
- 農業委員 田 卷 俊 也 (本田上・川之下)
- 農業委員 乾 道 子 (本田上・川之下)
- 農業委員 五 百 川 眞 佐 子 (原ヶ崎)
- 農業委員 田 中 弘 司 (坂田・上吉田・川船河)

農業委員視察研修報告

◆茨城県つくば市 農研機構・(株)クボタ筑波工場



農業委員
諸橋 春雄

平成27年10月20・21日と茨城県つくば方面へ視察研修に行ってきました。

1日目の視察先は、まず農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）をはじめとする国立研究開発法人の研究成果を紹介する施設「食と農の科学館」で、これまでの農業の歴史の説明を受け、施設を見学しました。その後、研究中の様々な機能性食品の紹介がありました。アレルギーや花粉症に効果のあるお茶や米の研究の現状と商品化間近の製品があることを知りました。農業技術では、3種類の米の直播比較の説明があ



▲食と農の科学館

り、興味深かったです。

次に科学館に隣接する植物工場も見学しました。

パプリカ・トマト・キュウリの3種類を作る25aほどの鉄骨ハウスがあり、全てロックウールを使った養液栽培を行っています。2m以上になるパプリカ、

3段取りのトマトを年3から4作回転させる作型、40段取りの長期取り作型などに驚き、今後の経営に活かせるのでは、と思いました。2日目は、(株)クボタ筑波工場を見学しました。10万坪を超える世界一のトラクター生産工場で、敷地内には2千人以上が働いているそうです。年間6万4千台のトラクターと25万台のディーゼルエンジンを生産している

ということですが。現在、輸出が8割を占めており、アメリカ・タイ・フランスなどに輸出されています。生産ラインはいろいろな機種が順次流れる混流ラインでした。エンジン組立の様子は、テレビドラマでも使用されたことでした。今回の研修では、日本の農業に関する様々な最新の技術に触れ、日々進化していることを感じました。



▲トマト栽培のハウス

平成26年度利用権設定等の実績

(H26. 4. 1~H27. 3. 31)

利用権設定	新規	24件	154,352.62㎡
	再設定	201件	950,197.83㎡
利用権移転		3件	22,355.00㎡
所有権移転		2件	1,868.00㎡

平成27年農地の移動状況

(H27. 1. 1~H27. 12. 31)

農地法第3条	11件	124,665.51㎡
農地法第4条	1件	501.00㎡
農地法第5条	9件	7,030.22㎡
事業計画変更	4件	1,005.00㎡
適用外等	0件	0.00㎡

農業委員会からのお知らせ

農地転用は 許可が必要です

農地転用とは…

農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。

◆自分の農地を転用するとき

農地法第4条の許可が必要です。

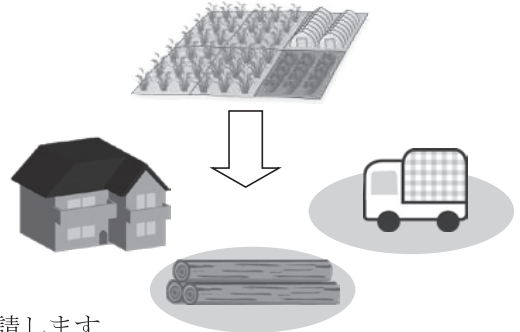
農地の所有者が申請します。

◆農地の売買または貸借により転用するとき

農地法第5条の許可が必要です。

農地の所有者と転用を実行する者が連名で申請します。

※申請にあたっては、事前に農業委員会にご相談ください。また、申請書や申請に必要な添付書類等については町のホームページに掲載しています。



農業委員会では、農地パトロールを実施しています。遊休農地・違反転用・不法投棄が無いか現地を調査しています。

転用の際は、農地法4条または5条の許可が必要となり、許可を得ずに農地を農地以外に利用することはできません。

農地の権利をお持ちの方は農地を農地として耕作しましょう。

ストップ!! 遊休農地



各種申請書の締切りは 毎月15日です

農地法第3条・第4条・第5条の許可申請受付、利用権設定申出書は毎月15日が締切りです。締切り後の提出は翌月の審議となります。

15日が土日・祝祭日の場合は休みの前日が締切りとなります。

各月の締切りは町のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

相続等により農地を取得 した方は届出が必要です

平成21年12月5日の農地法改正により、相続等によって農地の権利を取得した方は、農地の所在する農業委員会に届出が必要です。届出様式は、町のホームページからダウンロードできます。また、農業委員会事務局にもおいてあります。



町のホームページアドレス <http://www.town.tagami.niigata.jp>
トップページ→暮らしの情報→産業・農業 とお進みください。

全国農業新聞購読申込受付中

全国農業新聞は、農業総合専門誌です。毎週金曜日発行で、購読料は月700円です。

1ヵ月無料のお試し購読もありますので、ぜひ、お手にとってみてください。

お申込みは、地区の農業委員へ！

農業委員会等に関する法律の改正について

農業委員会等に関する法律の改正が改正され、平成27年9月4日に公布されました。これに伴い、農業委員の選挙制度が廃止となりました。このため、農業委員会委員選挙人名簿の調製が必要なくなり、皆様からお出しいただいていた農業委員会委員選挙人名簿登載申請書も不要となりました。

改正された法律は平成28年4月1日から施行となり、農業委員は町長が議会の同意を得て選任する制度になります。

なお、現在の農業委員の在任期間は任期満了となる平成29年7月19日までとなります。

農業者年金に関するお知らせ

◆経営移譲年金受給者の皆様へ



農業経営に関する各種名義（土地改良区・農協・共済組合・農業所得・経営安定対策）が後継者に変更されているでしょうか。ご自身に名義が戻っていることはありませんか？ 名義が戻っていると農業経営を再開したとみなされ、年金を返還することになります。 名義変更のみではなく、実体を伴った経営移譲をお願いします。

また、農地の売買や転用で、減額になることがありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

住所・振込口座の変更がある場合にも、お知らせください。

◆農業者年金への加入はお済ですか？

農業者のための農業者年金への加入はお済ですか？

加入要件は次の3つ。

- ☞ 国民年金 第1号被保険者
- ☞ 60歳未満
- ☞ 年間60日以上農業に従事



農地を所有していなくても、経営者でなくても加入できます。

保険料は月2万円～6万7千円の間で設定できます。

積立式の年金ですので、経営状況に合わせ、保険料を見直すことができます。

また、要件を満たしている担い手には国から保険料の補助があります。しかも、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、節税になります。

国民年金+農業者年金で年金の準備をしてみたいはいかがでしょうか！



農業者年金基金のホームページでは、年金額のシミュレーションができます

例えば…

25歳（男性）が保険料月2万円で平成28年4月から加入

保険料総額8,360,000円に利息が付いておよそ10,360,900円が年金の平均的受給総額となります。年額で481,900円を受給できる試算ができました。



シミュレーションだけでなく、制度説明も掲載されています。

ぜひ、アクセスしてみてください。アドレス <http://www.nounen.go.jp/>